

平成 27 年 4 月新発田市教育委員会定例会会議録

議事日程

平成 27 年 4 月 3 日（金曜日） 午前 9 時 30 分 開 会
豊浦庁舎 2 階教育委員会小会議室

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 会期について

日程第 3 前回定例会会議録及び臨時会会議録の承認について

日程第 4 委員長の報告

日程第 5 教育長の報告

日程第 6 議 題

議第 1 号 教育長職務代理者の指名について

議第 2 号 議席について

議第 3 号 新発田市いじめ防止基本方針（案）について

議第 4 号 新発田市指定文化財の指定について

議第 5 号 新発田市文化財調査審議会委員の委嘱について

議第 6 号 新発田市指定文化財の指定に係る諮問について

日程第 7 その他

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席委員

大 山 康 一 委 員（教育長）

関 川 直 委 員（教育長職務代理者）

外 山 陽 子 委 員

籠 島 由美子 委 員

桑 原 ヒサ子 委 員

欠席委員

なし

説明のため出席した者

教育総務課長 杉 本 茂 樹

教育総務課長補佐 大 森 雅 夫

学校教育課長 澁 谷 一 男

文化行政課長 田 中 耕 作

図書館長 鈴 木 秋 彦

中央公民館長 伊 藤 英 策

青少年健全育成センター所長（兼児童センター所長）

本 間 栄 一

書 記

教育総務課学事係長

古 田 祐 三

教育総務課学事係主任

平 山 広 子

資料確認

大山教育長

会議に入る前に、今回から新しいポジションとなること、また、新しく教育委員となられた桑原委員に教育委員会を知っていただくため、これを機会に私の教育に係る所信を述べさせていただきます。

4月1日に、いわゆる新・教育委員会制度の教育長として就任いたしました。

教育委員会制度改正後、初めての教育長を務めることとなりますので、光栄と感ずるとともに、責任の大きさに身の引き締まる思いです。

今、市町村教育委員会を取り巻く状況は、将に過渡期とも言える状態にあると思

います。

始めに、学校教育についてです。現在は、平成 20 年 3 月改定の学習指導要領に基づいての教育活動が展開されていますが、文部科学省では、昨年 11 月 20 日に中央教育審議会に『初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について』諮問を行っています。

今回の諮問では、『今後、一人一人の可能性をより一層伸ばし、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を確実に育てていくことを目指し、未来に向けて学習指導要領の改善を図る必要がある』として、具体的には、「何を教えるか」という知識の質や量の改善だけではなく、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習「アクティブ・ラーニング」の学習・指導方法をどのように行っていくか、を中央教育審議会に検討要請しています。

また、新たな教科・科目のありかたや、既存の教科・科目の目標・内容の見直しについて、「小学 3 年生から英語授業を開始すること」「小学 5、6 年生の英語の教科化」「高校英語で発表・討論・交渉などを行う能力を高めること」「日本史の必修化」「総合的な学習の時間の改善」などを、どのように考えるべきか諮問しています。

こうした中には、文部科学省が考える『グローバル化に対応した英語教育改革』があり、東京オリンピック、パラリンピックが開催される平成 32 年（2020 年）を一つのターゲットとして我が国の歴史、伝統文化、国語に関する教育を推進して、『日本人としてのアイデンティティに関する教育の充実について』推進を図りたいという狙いがあると考えています。そして既に、こうした方針に基づいて、小学校の専科教員の養成研修はもとより、小中ともに英語教育推進リーダーの加配や養成研修が行われるスケジュールの検討が既に始められていると聞いています。

また、現在、諮問中の新学習指導要領の全面実施は、平成 32 年度からですが、新教科書検定中の平成 30 年度から新教材を使用する新・学習指導要領の段階的先行実施が開始される予定との情報です。

新発田市の学校現場に、どの位の影響があるのかは、今のところ定かではありませんが、小学校が平成 30 年度から、中学校が平成 31 年度からの道徳の教科化と合わせて進むとなれば、教職員の人数だけでなく資質も含めての確保や学校の設備充実など、学校設置者に対する期待度や要求も高く、大きくなっていくものと思われる。一市町村教育委員会といえどもアンテナを高くし、常に情報収集を怠ることなく、併せて学校現場や地域の声をよく聞きながら、これからの教育ニーズを把握し、的確に伝えていかななくてはならないと考えています。

このような、国において進みつつある学制改革や学習指導要領の改訂を含む大きな教育改革の流れに適切に対応していくことも大切ですが、常に、自分達の足元を確かなものにしていく取り組みも忘れてはなりません。

最近、文部科学省が 60 年ぶりに改定した「学校の統廃合を検討する際の指針」では、学年 1 学級以上を維持できない小中学校について「教育上の課題が極めて大きく、統合の適否を速やかに検討する必要がある」としましたが、既に私達は、平成 22 年 3 月に『学年 2 学級以上、学級人数については 20 人以上』が望ましいと「新発田市立小・中学校の望ましい教育環境に関する基本方針」を定め、学校施設の耐震化と合わせて、小規模校、極小規模校の統合に取り組んできました。

川東中学校区では昨年度 3 校統合による新・川東小学校が開校しました。東中学

校区の4小学校は、赤谷が米倉と先行統合しましたが、統合小学校の東小学校は、今、平成30年度開校に向けて建設を進めています。

七葉中学校区、豊浦中学校区、紫雲寺中学校区も統合に向けて地域の話し合いを進めているところです。いずれも将来、学年1学級以上を維持できなくなる恐れの高い学校を含んでの統合協議です。

また、統合協議と歩調を合わせつつとは言いながらも、子どもたちの安全確保は最優先事項です。計画された学校の耐震化は、計画通り平成27年度を以て完了する予定です。

しかし、統合対象校以外の学校も含めて、市内には、そろそろ大規模な補修が必要な校舎やグラウンドがあります。今後も財政当局とも調整のうえ、計画的な改修、更新事業に取り組んでいかなくてはならないと考えています。

私達は常に、こうして、子どもたちの教育環境を整えつつ、毎年度、見直し策定を行っている「新発田市学校教育の指針」を基に、「学力の基礎・基本の定着と学ぶ意欲の醸成」を図り、「豊かな心」と「健やかな体」を育てていかなばなりません。

学力の向上は、新潟県教育委員会も喫緊の課題の一つに挙げています。

当市においても学力向上は大きな課題で、昨年の全国学力・学習状況調査によれば、小学校では全ての分野で国、県の平均を上回る事が出来ましたが、逆に中学校においては、全ての分野で県平均を下回っているばかりでなく、県平均とのポイント差が拡大するという誠に憂慮すべき状況です。今年からは、県内公立高等学校では、原則全ての受験生に学力試験を課す方式に選抜方法が改正されました。二階堂市長も危惧されるように、学力差によって子どもたちの人生の選択肢が狭まる恐れがあります。

特に、市内中学生の弱点となっている英語と数学の基礎・基本の定着を図るため、教育センターにそれぞれの専門指導主事を配置し、教員の授業力向上をはかるとともに、C R T標準学力検査を実施し、一年間の基礎・基本の学力の定着を確かなものにするなど、目に見える形での学力向上に取り組む必要があると考えています。

併せて重要なのが、子どもたちそれぞれの「学ぶ意欲の醸成」です。「教師の側から知識を授けるよりも、まず、知識を求める動機を、子どもたちが持つような学校が、真の学校である。」との言葉がありますが、私も、「主体的な行動力を持った子どもたちを育てる」というのが、教育の最も本質的な部分だと思っています。

先ほども申し上げましたが、文部科学省も「何を教えるか」という知識の質や量の改善だけではなく、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習「アクティブ・ラーニング」の学習・指導方法をどのように行っていくかを模索しています。市内の各校では、まだまだ研究途上ではありますが、授業のユニバーサルデザイン化と共に、児童・生徒同士の学び合いを多くの授業に取り入れています。授業のユニバーサルデザイン化は、インクルーシブ教育システムの構築にも欠くことが出来ないものであるとともに、インクルーシブ教育システムも完成型は、ICTを活用した「課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習」(アクティブ・ラーニング)「学び合い」が主流となっていくと考えています。

併せて「学ぶ意欲の醸成」には、子ども達が学習に集中できるように、子どもたちの精神的な安定を確保することは、とても大切な要素であると思っています。そのためには、発達段階に応じた学習規律の確立により子どもたちが学校で、学級で

安心して学べる状態を作るとともに、いじめ問題を始めとする児童生徒一人一人の心の悩みや成長段階における様々な苦悩に寄り添う教育を実現しなければならないと思っています。

教育委員会としては、児童生徒の心の成長を助け、導くためにも、当市の特色のある教育として誇る、「日本語教育」、「人権同和教育」、「食とみどりの新発田っ子プラン」に加えて「特別支援教育」、「幼児教育」、「キャリア教育」の更なる推進と共に、実践に当たる学校現場の取組を、今後も出来る限り支援していかなくてはならないと考えております。

次に生涯学習・社会教育についてであります。

これまで教育委員会では、中央公民館、地区公民館や生涯学習センター、市民文化会館などで、魅力的な学習機会と快適な学習の場を提供し、「学び」「集い」「鑑賞」等による成果を、生きがいつくり、文化の醸成、地域づくりに寄与するべく、施策を展開してきましたが、特に施設利用において、利用者、団体の固定化が見られる一方、新規利用者や若年層の利用率が著しく低い状況にあるのではないかと危惧しています。

また、各種の事業展開にあっても図書館、市民文化会館、中央公民館、生涯学習センター、地区公民館と施設ごとに事業に取り組み、同様な事業が開催される傾向がありました。

このたび、社会教育委員の会議で取りまとめを進めている提言書の中でも、子どもたちのコミュニケーション能力の不足や、家庭や地域の教育力が低下している現状が指摘されており、今後も、地域課題、歴史、文化などに対応した学習の場と機会の提供の継続が要請されていますが、もう少し明確な方針の元に、市民の生涯各期に対応したプログラムを展開していかねばならないと考えています。

その中で、今年度、先駆的に取り組んでいるのが加治川地区公民館における公民館土曜学習モデル事業です。もともとの発案は、加治川中学校の学習が遅れ気味の生徒の家庭学習を支援し、学力保障を図りたいというものでしたが、地域の社会教育施設としてのこの取り組みは、地域の子どもたちを基本的には地域の大人がボランティアで指導する、面倒をみるという社会教育の理想形を実現しようとしています。

これは単に、地区公民館の若年層の利用率が向上する等という上辺の成果だけでなく、地域の公民館に多くの地域の人達が小中学生の頃から出入りすることにより、公民館を身近なものとし、学校とは別の地域教育拠点として認知いただけることが、将来においても公民館活動を支える大切な素地になるのではないかと考えています。

また、昨年度閉校した赤谷小学校で計画されている青少年宿泊施設については、今年度改修工事を進めるとともに、管理運営について委員会等を設置して検討を進めますが、土日や祝祭日、学校の長期休業期間中は、主に青少年健全育成団体等への貸し出しなどで利用を図り、通常期の平日には、小学生の子どもたちの（仮称）合宿教室に利用出来ないかと思っています。

大自然の中での様々な授業や、家族から隔離された世界で、正しい生活習慣の指導を受け、共同生活のルールを学習する成果は、子ども達のコミュニケーション能力の向上を始めとする生きる力を高め、低下した家庭教育力の補完につながるのではないかと考え、教育委員会として研究をしてみたいと思っています。

教育委員会の長年の懸案事項であった図書館については、現在、財源を得て新発田駅前に建設中の複合施設の中核施設として、一般図書の蔵書を中心とする図書館の整備が進められています。かつ、現在の図書館は藩政史料を核とした新発田市の歴史資料を中心とする歴史図書館として生まれ変わるべく整備手法を検討中ですが、それぞれの特徴を最大限に発揮した管理運営を行うことによって、市内外の多くの人達の新発田市立図書館に対する期待に応えられるものと思っています。これから始まる図書館専門委員会の検討に大いに期待しています。

文化行政面においては、美術工芸品の国指定重要文化財である村尻遺跡出土品や、建造物の重要文化財である新発田城表門、旧二の丸隅櫓、足軽長屋、そして大名庭園として国指定名勝の清水園、五十公野御茶屋に代表されるように、新発田市は誇るべき文化財を数多く所有し、「城下町新発田は文化遺産の宝庫」と言われるほど、伝統文化や先人の遺してくれた遺構や業績が積み重なっていますが、近年の経済発達や価値観の多様化、生活様式の著しい変遷によって、古来から伝えられた文化が、その光を失う様に、廃棄、消滅の危機に晒されています。

我々は、こうした現実を真摯に受け止め、先人の残してくれた伝統文化を再認識するとともに、新生・新発田市の未来に向けて、大切に継承するとともに、新たな文化を創造、発信していかなければなりません。

そのためにも、様々な分野において文化財調査を継続するとともに、埋蔵文化財、民俗文化財を始めとする市の所有する文化財を適正に保存・管理することは勿論、生涯教育ばかりではなく、まちづくりや産業振興等、広く活用されるように歴史図書館、複合・生涯学習施設などの展示収蔵施設の整備や、現在建設が進められている新市役所庁舎におけるギャラリースペースなどを活用しての、美術品の鑑賞機会の提供など、市民の様々な文化活動との連携や支援をとおして文化の振興を図っていかねばならないと考えております。

次に、青少年健全育成についてです。

これまでの教育委員会の取組は、青少年健全育成センターを中心に、少年団体や地域育成協議会等の関係団体との連携の中で青少年の居場所づくりや体験学習の場づくりと放課後児童クラブの運営に重点を置いてきました。しかし、近年の放課後対策の市民ニーズの高まりに合わせて児童クラブの拡充再編成や指導員の充実が課題となっており、順次整備充実を図っていかねばなりません。

また、青少年を非行に走らせない、犯罪の被害者にさせない取り組みは、少年補導委員会や民生委員児童委員など、市民の皆さんの御協力をいただきながら、新発田市青少年問題協議会などを開催し、取り組んでいます。今後は、教育委員会としても子ども若者育成支援推進法の下での子ども若者育成支援策を推進するための枠組み作りに積極的に参画し、市長部局との連携をさらに強め、ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の問題を抱える子どもや若者たちに、さらなる支援の手を差し伸べて行かなければならないと考えております。

これまで申し上げましたことの中には、教育委員会だけで対処することが出来ないもの、大きな予算措置を必要とするものが数多くあります。

幸い、新・教育委員会制度においては、教育委員会と市長とが対等の立場で意見交換を行う総合教育会議が持たれることとなっております。これまで以上に、教育委員会と市長部局との意思疎通が図られ、長中期的な教育の充実について、コンセンサスが形成されるものと思っています。

最後になりましたが、この後は、二階堂市長の掲げる「住みよいまち日本一、健康田園文化都市しばた」の実現に向けて、政策大綱の三つの大綱指針の一つにも位置付けられている「教育の充実」に、全力で取り組む覚悟であります。知識、経験ともにまだまだ未熟な私でありますので、教育委員各位の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げます。

以上、私の所信を述べさせていただきました。

大山教育長

何かご質問等ございますか。

桑原委員

教育長と教育委員長の兼任は、今回の教育委員会制度に係る法改正により、「兼任しなければならない」というものなのでしょうか。

大山教育長

そのとおりです。教育委員会制度の改正により、教育委員長が持っていた役割と教育長の職務を統合し、新たな特別職の教育長が法律によってできました。

大山教育長

他にご質問はございますか。なければ会議に入らせていただきます。

大山教育長

それでは、ただ今から教育委員会平成 27 年 4 月定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名委員の指名について

大山教育長

初めに、日程第 1 会議録署名委員の指名についてであります。関川委員を指名します。

日程第 2 会期について

大山教育長

日程第 2 会期についてであります。1 日といたします。

日程第 3 前回定例会会議録及び臨時会会議録の承認について

大山教育長

日程第 3 前回定例会及び 3 月 19 日臨時会会議録の承認についてお諮りします。すでに送付してあります会議録について、ご質問等ございますか。

大山教育長

なければ、承認の方の挙手をお願いします。

大山教育長

挙手多数でありますので、前回定例会会議録及び臨時会会議録は承認されました。

日程第4 委員長の報告

大山教育長

日程第4 委員長の3月報告について、3月まで教育委員長でありました関川委員から報告をお願いします。

関川委員長

3月6日(金)に中学校卒業式があり、告示伝達に行っていました。また、3月23日(月)に赤谷小学校の卒業式に出席してきました。赤谷小学校として最後の卒業式であり、万感迫る思いでした。子どもたちの姿は閉校式同様、非常に凜凜しかったです。また、3月24日(月)には各小学校の卒業式がありましたが、実行委員諸君に感謝したいと思います。

以上であります。

日程第5 教育長の報告

大山教育長

日程第5 教育長の3月の報告を行います。

大山教育長

【資料に基づき説明】

大山教育長

教育長報告について、ご質問等ありますか。

大山教育長

ないようですので、教育長の報告は以上で終わります。

日程第6 議 題

大山教育長

次に、日程第6 議題に入ります。議第1号 教育長職務代理者の指名について、議題といたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正法第13条の2に教育長の職務代理者をあらかじめ指名する規定があります。その規定により、教育長職務代理者には、関川直委員を指名します。

大山教育長

次に、議第2号 議席について、議題といたします。

このたびの教育委員会制度の改革により、新発田市の教育委員会会議規則も改正いたしました。

会議規則第4条により、委員の議席は教育長が定めることになっておりますので、議席については、配布のとおり定めます。

大山教育長

次に、議第3号 新発田市いじめ防止基本方針（案）について、議題といたします。澁谷学校教育課長より説明をお願いいたします。

澁谷学校教育課長

【資料に基づき説明】

大山教育長

この基本方針は市長部局と連携して定めるものであり、総合教育会議にも提案していくものです。教育委員会としてこの案でいきたいというものです。何かご質問等ございますか。

桑原委員

内容的にはとても網羅的なものであると思います。文章など細かい部分ですが、前文の部分は「です・ます」調で、1ページ以降は「である」調の語尾が使われていますが、このように表記した意図はあるのでしょうか。1ページ以降の本文の部分は法律的な部分ということで、かたい表現にしているのでしょうか。

澁谷学校教育課長

1ページ目からが基本方針の中身ということで、語尾は「である」調にしています。違和感があれば再検討させていただきます。

桑原委員

印象的な問題ですが、市民に親しみを持ってもらうのであれば、ソフトな表現の方が良いし、そうでなければ文体は統一した方が良いと思います。

桑原委員

細かい文言などの確認です。1ページ目の1「いじめの防止等の対策に関する基本理念」の2段落目の「いじめを認識しながら『はやしたてたり』』という表現は、とても具象的であるので、「扇動したり」とか「あおったり」という表現にした方が良いと思います。

また、次の段落の「市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して」については、「が」が良いのか「は」が良いのかは検討していただいた方が良いと思います。

また、6ページ目の(5)の「いじめ見逃しゼロスクール県民運動」、8ページ目の「いじめ見逃しゼロスクール」、9ページ目の(4)の「深めよう 絆 にいがた県民会議」など、カッコ付きの名称は、よく正式名称を確認いただいた方が良いと思います。

11ページ目の3つ目の「いじめを受けた児童生又は」のところに生徒の「徒」の脱字があります。

10ページ目の(1)の「ア」と「イ」の行頭がそろっていません。また、12ペー

ジの「ア」と「イ」は行頭が下がりすぎています。同ページの 2 の(1)の「ア」と「イ」の行頭もずれていると思います。

12 ページ目の上から 2 つ目の の「いたずらに個人情報保護を楯に」という表現は、例えば「いたずらに個人情報保護を根拠に」という中立的な表現 にした方が良いと思います。

大山教育長

ご指摘いただいた表記等については、なお整理、修正することで、教育長にご一任いただきますようお願いし、今回、根本的な内容の変更はないものとして、この案を教育委員会の方針案として了承することでよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、では、議第 3 号 新発田市いじめ防止基本方針(案)については、原案のとおり承認することといたします。

大山教育長

続いて、議第 4 号 新発田市指定文化財の指定について、議題といたします。田中文化行政課長より説明をお願いします。

田中文化行政課長

【資料に基づき説明】

大山教育長

何かご質問等ございますか。

桑原委員

市の文化財指定を受けた場合、市からの財政的な支援はどのようになるのでしょうか。

田中文化行政課長

基本的には経費の 2 分の 1 以内で市から補助金を受けることができます。ただし、市の予算の範囲内ということで、1 件ごとに市財政当局と協議を行うこととなります。

桑原委員

市文化財調査審議会としては、市の財政的なことを勘案して指定の答申を上げてきているということなのでしょうか。

田中文化行政課長

財政的な部分は市の問題であり、審議会としては指定すべき価値があるかどうかという判断を行うということです。

桑原委員

では、教育委員会がその文化財指定を良しとしても、教育委員会は財政的な部分は考慮しなくても良いということですか。

大山教育長

教育委員会としては財政的な部分は考慮すべきことは当然です。

外山委員

何も修繕等を行うところがなかった場合は、補助金の該当にならないのでしょうか。維持費は補助金の該当にはならないのでしょうか。

田中文化行政課長

はじめから予算の枠があるわけではなく、申請があってはじめて補助金の予算協議をすることになります。補助金が必要かどうかの問い合わせを行い、それに基づいて補助金申請を上げていただくことになります。額が大きければ当然翌年の協議になる場合もあります。

桑原委員

菅谷寺や宝光寺など、どこも立派ですばらしいものが多いです。特に菅谷寺は自然の中にあって、本当にすばらしいところだと思います。しかし、実際に行ってみると、どこも朽ちつつあるという印象を非常に強く持ちました。予算のこともあり、部分的な指定になるのですが、経堂や山門だけではなく、それを取り囲む文化財の部分と関係ないところも併せて、トータルとしてすばらしい文化財であるという印象を与えられるよう保存しなければならぬと思います。寺町通りなどは道路はきれいに整備され、鯉も泳いでいますし、すばらしいです。しかし、いったん寺の敷地に入ると、とても古く残念に感じます。教育委員会の手を離れてしまうかもしれないませんが、観光の問題とも非常に密接に関わっている問題でもあると思います。

大山教育長

先ほど私の所信の中でも述べましたが、後世に貴重なものを受け継いでいくためには、単なる文化財の保存管理だけでなく、産業振興やまちづくりと連携をとりながら活用していく必要があると思いますし、その成果をさらに文化財に還元していくことも必要であると考えます。しかし、これは教育委員会の範ちゅうを超えた問題でもあるので、市長部局とも連携をとり、相談しながら考えていきたいと思いません。

大山教育長

そのほかご質問等ございますか。

大山教育長

ほかにご意見、ご質問がないようですので、議第4号 新発田市指定文化財の指定について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第 4 号 新発田市指定文化財の指定について、承認することといたします。

大山教育長

続いて、議第 5 号 新発田市文化財調査審議会委員の委嘱について、議題といたします。田中文化行政課長より説明をお願いします。

田中文化行政課長

【資料に基づき説明】

大山教育長

何かご質問等ございますか。

大山教育長

ご意見、ご質問がないようですので、議第 5 号 新発田市文化財調査審議会委員の委嘱について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第 5 号 新発田市文化財調査審議会委員の委嘱について、承認することといたします。

大山教育長

続いて、議第 6 号 新発田市指定文化財の指定に係る諮問について、議題といたします。田中文化行政課長より説明をお願いします。

田中文化行政課長

【資料に基づき説明】

大山教育長

何かご質問等ございますか。

桑原委員

申請はまずは教育委員会に来ることなのですね。

田中文化行政課長

まずは教育委員会事務局に申請が来ます。それを調査して良いかを教育委員会で決めていただき、審議会に調査を諮問することになります。

桑原委員

その際の基準等はないのでしょうか。

大山教育長

今ご説明したとおり、価値があるものだということで、教育委員会で判断することになります。

桑原委員

わかりました。よろしいのではないかと思います。

大山教育長

ほかにご質問等はございますか。

大山教育長

ご意見、ご質問がないようですので、議第 6 号 新発田市指定文化財の指定に係る諮問について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第 6 号 新発田市指定文化財の指定に係る諮問について、承認することといたします。

大山教育長

続きまして、日程第 7 その他に入ります。平成 27 年新発田市議会 2 月定例議会の報告について、杉本教育総務課長より説明をお願いいたします。

杉本教育総務課長

【資料に基づき説明】

大山教育長

2 月定例会の市長総括質疑中、渡部良一議員の質問についての私の答弁の中で、「中学校の N R T の結果をみると、理論値では 5 段階の中で 1 段・2 段階のレベルが 31% くらいとされているものが、当市では 40% であり、」とありますが、「当市では学校の教科によっては 40% を超えるものもあり、」と説明したものであり、この部分について修正させていただきたいと思います。

大山教育長

この件につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

外山委員

先ほど説明があったとおり、いじめ問題については、網羅的な基本方針が定められることになります。しかし、基本方針に基づいて実際対策を行うときには、なかなか実行されにくいという面があると思います。学校の先生がそれぞれの立場で一生懸命やっていることは、私も教育委員会の中に入れていただき、非常によくわかります。例えば、英語の指導主事が配置されたり、今度は数学の指導主事が配置されたりということで大変喜ばしいと思います。しかし、そうした指導が子どもたちのところまで結果として到達することがなかなか困難な状況があります。例えば、

校長の理解力、担当する先生の指導がどの程度受け止められて実行されるのかなど、細かいことになると格差が生じ、効果が上げられる先生もいれば、上げられない先生も出てきます。聞き逃しの先生も出てくるというのが現状だと思います。学校教育課長には校長に何回も根気強く指導をしてもらい、子どもたちに伝わるように根気強くやっていただきたいと思います。それぞれの学校に悩みがあり、そういう先生の中でめざす効果を上げなければならないという校長の気持ちもわかります。教育委員会の指導する立場もわかりますが、めげず、根気強く訴えて、子どもたちにまで伝わるように努力をお願いしたいというのが私の希望です。

関川教育長職務代理者

外山委員のご意見のように、校長の姿勢は非常に重要であると思います。特に、いじめであるかどうか曖昧な事案が論議されている中で、校長がどのような指導力を発揮するかは非常に重要であり、スピードが必要であると思います。のりくり考えている暇はないと思います。今までこうだったとか、いろいろな事案を引っ張り出したり、人に意見を聞いたりする校長では対応が遅れる可能性があります。初期の対応をスピーディーにやり抜くという校長が危機を回避できる可能性があると思います。そういったことについて、教育委員会として校長会等に指導する際に、通り一遍の指導から一歩踏み出して、指導を強めていく必要があると思います。教育委員会として指導が整うのと並行して、現場が動いていくという意識を高めないといけないと思います。組織をつくるとか、例規を整えとかいうレベルのことを考えている校長ではいけないのです。例えば、保護者から「うちの子どもがいじめられている」という話があった場合、「それは違うのではないか」と言う教師を校長は良しとしてはいけないのです。すぐに受け止めて、すぐに対応するスピードがないと、いくら良いことを論じていてもだめだと思います。そういうことを学校教育課長から校長にぜひ伝えていただきたいと思います。

外山委員

関連して質問します。市内の学校には、いじめ問題に関する対応窓口、すぐに対応できる人を全て用意していますか。それとも学校に任せていますか。実態はどうでしょうか。

澁谷学校教育課長

教育委員会としては、この人というように特に定めているわけではありませんが、多くの学校では、教頭や事務職員が最初に電話をとることが多いです。多くの学校では、級外職員がおらず、授業中は事務職員が一人しかいない場合が多いです。電話を最初にとった職員が教頭にどのように伝えるかが非常に重要で、また、教頭がそれをどの程度重要だと受けとめるかも実際温度差があると思います。

外山委員

学校のぎりぎりの配置の中では仕方がないとは思いますが、できるだけ実態をくみ取っていただくよう、改めて指導していただきたいというのが私の希望です。

澁谷学校教育課長

承知しました。

大山教育長

学校だけではなく、教育委員会自体にも常設の担当相談窓口を設けておりますので、そこでも対応できます。

関川教育長職務代理者

当市の市役所のコンプライアンスは進んできたと思っています。しかし、学校はやや遅れていると思います。学校は電話対応をしっかりとやっていかなければならない。たまたま電話をとった職員の対応がうまくなく、話がこじれていくということがありがちなので、学校はそういうコンプライアンスをしっかりと学ぶべきだと思います。

大山教育長

4月10日には校長会もあるので、しっかり伝達していきたいと思います。

桑原委員

教科指導の資質向上のための指導主事の配置についてですが、どなたが指導主事になるのでしょうか。

澁谷学校教育課長

教育センターのシステムを説明します。嘱託の指導主事で元校長の職員5名が全ての学校を分担して指導に入ります。この5名以外に数学、英語、特別支援に特化した指導主事がいます。

外山委員

補足ですが、単なる元校長ということだけではなく、県内でも各教科の指導に実績のある方を配置していただくようお願いし、配置してもらった経緯があります。

桑原委員

「計画的に訪問する」と書いてありますが、計画的とはどういう意味なのかが明らかではありません。例えば、この学校には何月何日にこの教科の指導主事が行って、その教科の担当教師が集められて指導するというやり方なののでしょうか。

澁谷学校教育課長

そのとおりです。

桑原委員

それではあまり意味がないと思います。教科指導の資質を向上させるためには、教科の先生がどういう点で悩んでいるのかを事前にすくい上げて、その先生が副教材の選定に困っているのか、教授法そのものに困っているのか、コンピュータを使った新しい授業運営に困っているのかを理解したうえで、その分野の専門的な指導

員を要望に応じて配置していく必要があると思います。指導主事に来てもらい話を聞いても、吸収できることは必ずあるとは思いますが、今自分が欲しい、知りたいこととぴったり合致していなければ効果は薄いと思います。学校ごとに実施する必要はなく、近くの学校で同じ興味のある先生が集まって、該当する分野を指導できる講師に来てもらっても良いと思います。ジャンルごとの副教材の一覧表を差し上げれば、どんなに現場の先生は楽になるかと思えますし、コンピュータの使い方の説明と実地訓練をするなど、実効性の伴う研修を考えるべきであると思います。

大山教育長

では、少し説明をお願いします。

澁谷学校教育課長

英語は昨年度から実施しておりますし、数学は今年度から実施したいと考えています。なかなか桑原委員がおっしゃるようなところまではいかない部分もありますが、そのような動きを作りたいということで1学期中に面談を行い、2学期からは実際に一人ひとりにマンツーマンで指導しております。夏休みには担当が一堂に会して研修を行っているところです。

桑原委員

市議会2月定例会報告中、15ページに「新発田市の場合は他市に比べ多くの課題を抱えている」とありますが、どんな課題があるのですか。「学校現場はテスト漬けである」とありますが、そのように言われる根拠はあるのでしょうか。

大山教育長

それは質問している議員がそのように考えていることであり、教育委員会としては、あずかり知らないことです。質問者である渡部良一議員と市長のやりとりです。

桑原委員

わかりました。

大山教育長

渡部議員はNRTやWeb、全国学力テスト、CRT等があることについて言っているようですが、既にそこまで行っている学校もあるわけです。その学校の生徒たちがテスト漬けだと言って悲鳴を上げているということは聞いていませんし、渡部議員がそのことをもって言っているのであれば少し違うのではないかと思います。

大山教育長

そのほかはございますか。

大山教育長

なければ議会報告は終了させていただきます。
そのほか報告等ありますか。

本間青少年健全育成センター所長（兼児童センター所長）

おかげさまで住吉第二児童クラブが昨年度末に完成いたしました。今年度 児童を 6 年生まで募集しましたが 5、6 年生の応募はありませんでした。当児童クラブが開設したことにより住吉児童クラブの分割がスムーズに行うことができ安堵しております。

大山教育長

この件について、なにかご質問はありますか。

外山委員

児童 1 人につき何平方メートルという基準はクリアしていますか。

本間青少年健全育成センター所長

一人当たり 1.65 平方メートルの基準がありますが、今回児童クラブを分割したことにより基準を満たすことができました。

大山教育長

そのほかございますか。

田中文化行政課長

毎年 4 月に当課の埋蔵文化財係が、縄文時代の土器、石器等を持って学校で社会科学出張授業を行っております。4 月 8 日にその年間訪問予定一覧ができますのでお送りいたします。どうぞご覧ください。詳細はその折にお知らせいたします。

大山教育長

そのほかございますか。

ないようであれば今後の日程について杉本教育総務課長より説明をお願いします。

杉本教育総務課長

【資料に基づき説明】

大山教育長

ご質問等ございますか。

ないようであれば以上で教育委員会平成 27 年 4 月定例会を閉会いたします。

午前 11 時 30 分 閉会

平成 年 月 日

新発田市教育委員会教育長

委員